

令和 8 年 4 月 1 日

公益財団法人アイヌ民族文化財団
次 世 代 育 成 支 援 行 動 計 画

当財団の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 3 1 日まで

2 内容

目標 1：所定外労働時間を職員 1 人当たり、月平均 5.0 時間とする。

【対策】

- 勤怠管理システムを活用した上長による所定外労働状況の把握と管理
- 財団内の意識啓発を実施

目標 2：年次有給休暇の取得を職員 1 人当たり、年 15 日を計画的に取得する。

【対策】

- 勤怠管理システムを活用した上長による年次有給休暇（労基法による年 5 日以上取得）や夏季休暇等の取得状況の把握と管理
- GW、夏季休暇、年末年始等に合わせた連続休暇取得促進の啓発を実施

目標 3：育児休業の取得率を女性 100%、男性 85%（※）とする。

【対策】

- 時差出勤等を財団内に周知し、積極的な活用を促す
 - 子育てや介護による休暇、自己啓発等で利用できる制度の周知
- ※男性の育児休業取得率については、1 週間以上の取得率であること